

人のうごき 1月16日～2月15日
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生

生まれた子 かむら 清琉 河村 楓優 ながはら 高橋もも 地本 優づき 河もり 森	父 紀行 健太 大輔 昌樹	母 美穂 美代子 茜 恵理	行政区 南町1丁目 25区 西町2丁目 東町2丁目
--	---------------------------	---------------------------	---------------------------------------

ご結婚

新郎 大塚 友記 森 優也	新婦 河邊 祐子 佐藤 舞奈	行政区 21区 17区
---------------------	----------------------	-------------------

おくやみ

亡き人 高橋 昭三 大城 キミ子 高橋 哲雄 小西 晃宏 中川 裕詩 安井 繁	歳 83歳 89歳 76歳 60歳 21歳 92歳	届出人 高橋 満里 大城 守 小西 章子 佐藤 ルミ子 安井 豊	行政区 南町2丁目 東倉沼 17区 東町2丁目 新米 29区
---	---	---	--

人口・世帯数 2月末日現在

人口	7,927人	(前月比-13人)
男	3,706人	(前月比-8人)
女	4,221人	(前月比-5人)
世帯数	3,462戸	(前月比-8戸)
出生	7人	
死亡	8人	
転入	17人	
転出	27人	

定住促進課から
お問い合わせは住民室 ☎ (内線1115113)

60歳以上でも国民年金に任意加入可能です

国民年金の老齢基礎年金は、受給資格期間を満たしている場合であっても老齢基礎年金を満額受給できない時は、60歳以降であっても、申し出た月以降任意加入することが出来ます(厚生年金、共済組合に加入していないこと)。国民年金の被保険者期間は、20歳から60歳まで40年間(480月)です。老齢基礎年金は、そのうち受給資格期間(保険料支払い済み期間、合算対象期間、厚生年金、共済組合加入期間含む)が25年(300月)以上ないと受給できません。そして満額の年金は、受給資格期間を満たしていても、保険料支払い済み期間が480月に足りない場合は受け取ることができません。

そのため、少しでも老齢基礎年金を好条件で受け取りたい場合、または受給資格を取得するために、次の場合60歳を超えて引き続き国民年金に任意加入することが出来ます。

①受給資格期間を満たしている場合であって、受け取り年金額を満額に近づけた方は65歳まで②

③の場合を除き、保険料の納付方法は原則口座振替です。役場窓口で申し込み出来ます。

毎月支払う国民年金保険料に付加保険料を上乗せすることで、受給する年金額を増やすことが出来ます。

付加保険料は、月額400円です。申し込んだ月からの支払いとなります。一度でも納付期限を過ぎると納付できなくなりますのでご注意ください。国民年金基金に加入している方は、付加年金に入ることが出来ます。

お得な前納割引制度をご利用ください。

日本年金機構は、国民年金に加入している方(第1号被保険者)宛てに4月上旬に保険料の納付書を送っています。保険料は月額1万5千250円です(年額18万3千円、今年4月から来年3月まで)。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

選挙管理委員会から

お問い合わせ ☎ (内線2222、224)

来年2月28日、町長、町議会議員選挙を実施

東川町選挙管理委員会は町長選挙、町議会議員選挙は従来通り「2月28日」に実施します。両選挙の選挙日に関して町内アンケート、視察結果から総合的に検討しました。現職の町長、町議会議員は、ともに来年3月30日で任期満了を迎えます。

町長、町議会議員選挙 来年2月28日投・開票
東川町選挙管理委員会

議会事務局から

お問い合わせ ☎ (内線311)

議会報告会を開きます

町議会の活動状況、町政に関する情報を町民の皆さまにお伝えするため、議会報告会を開きます。3月の第1回定例会で議会議決を経た26年度新規事業などを中心に報告します。

直接会場にお越しください。事前申し込みは不要です。

開催時間は、いずれも午後7時から同9時です(第一地区コミュニティセンターは午後6時から同7時)。

▼4月8日(火) 第三地区コミュニティセンター▼同月9日(水) 第二地区コミュニティセンター▼同月12日(土) 西部地区コミュニティセンター▼同月14日(月) 第一地区コミュニティセンター

夜間納付と納税相談の窓口を開設します

町税(町道民税、軽自動車税、固定資産税)を納入期限までに納付できなかった方を対象に、夜間の納税と納税相談窓口を開設します。併せて国民健康保険料、公営住宅使用料、下水道使用料、保育料などの納付と相談も受け付けます。

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

受給資格期間を満たしていない方は70歳まで③外国に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍のある方。

③の場合を除き、保険料の納付方法は原則口座振替です。役場窓口で申し込み出来ます。

毎月支払う国民年金保険料に付加保険料を上乗せすることで、受給する年金額を増やすことが出来ます。

付加保険料は、月額400円です。申し込んだ月からの支払いとなります。一度でも納付期限を過ぎると納付できなくなりますのでご注意ください。国民年金基金に加入している方は、付加年金に入ることが出来ます。

お得な前納割引制度をご利用ください。

日本年金機構は、国民年金に加入している方(第1号被保険者)宛てに4月上旬に保険料の納付書を送っています。保険料は月額1万5千250円です(年額18万3千円、今年4月から来年3月まで)。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書	期間	金額(円)
納付書	1年	3,250
	6カ月	740 (年1,480円)
口座振替	1年	3,840
	6カ月	1,040 (年2,080円)
毎月振替(早割)		50 (年600円)

納付書で前納割引を利用する場合は、納付期日は4月30日までです。郵便局、各金融機関、コンビニエンスストア等で納付期日までに納めてください。

口座振替で前納する場合は、半年前納(納付月は4月と10月)、毎月の早割納付があります。

毎月納付で口座振替を利用していただく(当月分を翌月末に口座振替)は、毎月早割納付に変更すると、保険料支払い額が年間600円お得です。早割納付に変更をご検討ください。毎月早割は随時受け付けています(当月分を当月末日に口座振替)。申し込み用紙は、役場、各金融機関に備え付けています。

学生納付特例制度

前年度学生納付特例制度の承認を受けた方で、新年度も引き続き同じ学校に在学している場合、郵送して「学生納付特例申請書」に必要事項を記載して返信すると、26年度分(平成26年4月か

ら同27年3月まで)の申請を行ったこととなります。

昨年度学生納付特例申請をしたにもかかわらず学生納付特例申請書が郵送されていない方、初めて学生納付特例を申請する方、在籍校を変更した方は、国民年金手帳、学生証が在学証明書(原本)、印鑑を持参して旭川年金事務所、または役場住民室で申請手続きしてください。

お問い合わせは旭川年金事務所 ☎ 27-1611

飼い犬は新規登録と狂犬病予防注射が必要

飼い犬の新規登録と狂犬病予防注射を実施します。料金は、○犬の新規登録料3千円○狂犬病予防注射3千110円です。動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、狂犬病予防注射票(手数料550円)を交付します。定住促進課までおいでください。

生後91日以上の飼い犬は、狂犬病予防法で飼い主に生涯に一度の登録と年に一度の狂犬病予防注射の接種を義務付けています。飼い犬の所有者変更、死亡した場合はそれぞれ変更届けが必要です。役場定住促進課住民室までお問い合わせします。

夜間納付と納税相談の窓口を開設します

町税(町道民税、軽自動車税、固定資産税)を納入期限までに納付できなかった方を対象に、夜間の納税と納税相談窓口を開設します。併せて国民健康保険料、公営住宅使用料、下水道使用料、保育料などの納付と相談も受け付けます。

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

残念ながら納税意識のない方、納付をいただけない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金の差し押さえ、公売など)、強制執行

受給資格期間を満たしていない方は70歳まで③外国に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍のある方。

③の場合を除き、保険料の納付方法は原則口座振替です。役場窓口で申し込み出来ます。

毎月支払う国民年金保険料に付加保険料を上乗せすることで、受給する年金額を増やすことが出来ます。

付加保険料は、月額400円です。申し込んだ月からの支払いとなります。一度でも納付期限を過ぎると納付できなくなりますのでご注意ください。国民年金基金に加入している方は、付加年金に入ることが出来ます。

お得な前納割引制度をご利用ください。

日本年金機構は、国民年金に加入している方(第1号被保険者)宛てに4月上旬に保険料の納付書を送っています。保険料は月額1万5千250円です(年額18万3千円、今年4月から来年3月まで)。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

納付書には「1年前納」「6カ月前納」「毎月納付」の3種類の納付書が入っています。前納は保険料が割安になっていますのでご利用ください。

保健福祉課から

福祉のことと申請のお問い合わせは社会福祉室 ☎ (内線502、503)、健康と食のことは保健指導室 ☎ (内線504、507)、高齢者介護は地域包括支援センター ☎ (内線508、509)

福祉給付金の申請を受け付けています

福祉給付金の受給を受け付けています。対象世帯の方でご希望の方は申請してください。審査の上、支給決定後毎月末に指定金融機関の口座に振り込みします。

対象となる世帯

- ①70歳以上の夫婦で生活保護受給世帯(障害者加算対象世帯除く)
- ②市町村民税所得割非課税世帯であって高等学校に通学する子を養育する世帯(住宅借入金等特別税額控除を受けている方は、その控除前の市町村民税額)
- ③東日本大震災により本町へ避難された方で、高等学校に通学する子を養育する世帯

給付金額

○高校に通学する生徒1人につき月額8千円○70歳以上の夫婦世帯1につき月額4千円

犬の登録と狂犬病予防注射の巡回

月日	時間	場所
5月22日(木)	9:00~9:30	第三地区コミュニティセンター前(東8号北1)
	9:50~10:30	旧森林組合管理棟跡地(東5号南1)
	10:50~11:40	第3分団消防庁舎前(西10号北26)
	13:00~14:00	第2分団消防庁舎前(北町9丁目1)
23日(金)	9:00~9:20	上岐登牛住民集会所前(東5号北7線)
	9:40~10:10	東雲住民集会所前(東7号北30)
	10:30~11:30	第二地区コミュニティセンター前(西4号北30)
24日(土)	13:00~14:00	17区行政区会館前(北町5丁目8)
	9:00~11:30	保健福祉センター横
6月7日(土)	9:00~11:30	保健福祉センター横